

知事管理量に係るくろまぐろ漁獲枠の配分方法に関する ガイドライン

平成30年9月7日
水産庁資源管理部管理課
資源管理推進室

I 主旨

太平洋くろまぐろについては、国際約束に基づく保存管理措置を遵守するため、2018年から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）管理が開始されたところである。

漁獲可能量は、30キログラム未満の小型魚、30キログラム以上の大型魚別に設定され、大臣管理量と知事管理量に配分されている。知事管理量は都道府県ごとに知事が直接管理するか漁業協同組合等に配分して団体が管理を行っている。

沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた漁船に対して知事管理量を配分する際は各地域の方法で行っているが、承認を受けた漁船で漁獲枠を均等に配分すると、現在の漁獲枠では一人当たりの割当量が少なすぎるとの不満が生じている。

このため、漁業者に対して公平な配分を行う参考として、本ガイドラインを策定することとする。

II 配分方法について

1 実績に基づく配分

過去の漁獲実績に基づき各漁船に傾斜配分する方法である。国が知事管理量を配分する際も基本は漁獲実績に基づき配分を行っており、同様の考え方で配分することになる。

(具体例)

- ・ A 漁協で過去3年間（又は直近1年間、直近5中3）の漁獲実績を基に漁獲枠を各漁船に傾斜配分。

(メリット)

- ・ 漁獲実績のある漁業者が十分な漁獲枠を確保できる。

(デメリット)

- ・ 新規参入者へ配分することが難しい。

2 頭割りによる配分

配分された漁獲枠について、沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた漁船隻数で均等に頭割りする。

(具体例)

- ・ 承認を受けた漁船隻数で、B 漁協に配分された漁獲枠を均等に頭割り。

(メリット)

- ・配分の計算が容易。
- ・承認を受けた誰もが均等に漁獲できるようになる。

(デメリット)

- ・漁獲実績のある漁業者が十分な漁獲枠を確保することができない。
- ・漁獲を行わない者にも配分があり、枠が無駄になるおそれ。

3 あらかじめ漁船ごとに配分をせず先獲り方式で漁獲

あらかじめ漁船ごとに配分をせず先獲り方式で漁獲すれば、主漁期を迎える前に漁獲枠が消化される可能性がある。このため、このような方法をとる場合は、期間別（例えば3か月ごと）、主漁期の異なる漁業種類別及び地域別に漁獲枠を設けるなど、管理期間の後半まで漁獲枠を一定程度確保する工夫が必要である。

(具体例)

- ・3か月ごとに漁獲枠を設定し、先獲り方式で期間ごとに管理。
- ・主漁期が同じ漁業種類ごとに漁獲枠を設定し、先獲り方式で漁業種類ごとに漁獲。

(メリット)

- ・期間別、主漁期が同じ漁業種類別で管理する場合、漁期後半まで漁獲枠を確保することができる。
- ・これまで自由に漁獲していたときと同様の操業ができる。

(デメリット)

- ・先獲り競争により、設定された期間、漁業種類又は地域ごとの漁獲枠を短期間に消化してしまう可能性がある。

4 1～3の方法の組み合わせによる最適な方法の選択

漁船ごとの漁獲実績に差がある場合は、1又は3の管理方法、漁獲実績がほぼ同じである場合は2の管理方法が妥当と考えられるが、地域の実情によって、1～3を組み合わせ管理することも考えられる。

(具体例)

- ・一定数量に達するまでは先獲り方式とし、その数量を超えれば漁獲実績に基づき各漁船に傾斜配分。

(メリット)

- ・漁獲実績の少ない漁船でも漁獲の機会が与えられる。
- ・一定数量までは、これまで自由に漁獲していたときと同様の操業ができる。

(デメリット)

- ・漁獲実績が多い漁業者は、従来に比べると十分な漁獲量を確保できない可能性がある。